

少年非行と非行少年概念の変容と特色

金 英 淑

要 旨

少年非行,在日本呈上升趋势,日趋严峻,且向一般化、低龄化、现代型、非社会的非行转变。少年非行的预防和更生已经成为一个不可忽视的社会问题。为了正确分析少年非行,找出其原因及预防和更生对策,首先必须明确少年非行的概念以确定研究对象以及研究范围。关于少年非行的概念,从不同的根据,不同的角度出发,内容会有所不同。本文从法理上对少年非行和非行少年及相关概念进行了界定,介绍了少年非行和非行少年观念的变迁。

キーワード……非行・少年非行概念 現代型非行 非社会的非行

はじめに

これまで、非行発生の一因として、環境面での負因、例えば、貧困家庭¹⁾や葛藤家庭²⁾、犯罪家庭³⁾、不道徳な家庭(vice family)⁴⁾などいわゆる「崩壊家庭」やひとり親の家庭と両親のいない家庭や、人格面での負因、例えば、非行少年自身の知能が低いか、または精神障害⁵⁾があるなど何らかの欠陥があることが指摘されてきた⁶⁾。もっと通俗的に言えば、非行とは、精神や人格に欠陥のある者あるいは貧困や正常な家庭を欠くなどによる者であって、健全な少年とはかかわりのない現象だ、というのが非行についての一般的常識であった。

しかし、1964年ごろから、上述した「崩壊家庭」や人格負因による非行の比重が軽くなってきて⁷⁾、「非行現象の中で新たに注目され始めたのは、資質や環境に何らの欠陥もなく、いわゆる要保護少年とはかけ離れた存在であると目される、ごく普通の少年が万引、自動車や自転車の乗り逃げ・乗り捨て、鉄道の不正乗車行為(キセル)を、別段の罪悪感を抱くことなく、安易かつ容易に敢行するというタイプの非行の増加⁸⁾」と「反社会的非行」から「逃避的な非社会的非行」への変容⁹⁾が指摘されはじめた。

1964年を境に、少年非行は次のように変容してきた。第1に、非行少年には資質面・環境面ではっきりした負因 要保護性がない。第2に、非行少年に罪悪感がない。第3に、非行行為は日常行為の延長線上にある。これらの非行を理解するためには、伝統的な非行概念だけでは不十分であり、現代型非行などの新しい概念の設定や解明のためのわく組をもつ必要性が生じ

てきた¹⁰⁾。

このように、少年非行と非行少年に質的变化が現れているので、これまで少年非行と非行少年を捉えてきた「非行観」だけでは少年非行および非行少年に対する有効な施策を遂行できなくなる。

非行の予防・更生策を検討する際、必要なことは、非行および非行少年の概念、非行少年の範囲、非行・非行少年についての観念の変化、非行の原因、非行の予防・更生の目的、非行の予防・更生の具体的対策を明確にすることである。

そこで本論文は、少年非行・非行少年の概念変化と非行・非行少年についての観念の変化を考察し、両概念の明確化を試みることを目的とする。少年非行を理解するためには、まず、この対象領域を区別する必要がある。そこで、1816年のロンドンの「首都における少年非行の驚異的增加に関する原因調査のための委員会報告」ではじめて使用された少年非行の概念についての議論を出発点に、その概念の変化を考察し、非行の一般的概念と法的概念について分析を行い、その定義と区別をはっきりさせる。次に、非行少年に関しては、1818年のアメリカの「貧困予防協会の報告書」ではじめて使用された非行少年の概念についての議論を出発点に、非行少年の概念の誕生について簡単に述べた後、非行少年の一般的概念と法的概念について明確な定義を行う。というのも、現行少年法は、1948年7月にGHQ(占領軍最高司令部)の指導の下で、1922年(大正11年)に制定された旧少年法を土台に、アメリカの少年裁判所制度をモデルとし、「国親思想(parens patriae)」に基づいて制定されたものであるからだ。

一 非行・非行少年の概念

1 非行とは

(1) 非行の誕生

「非行(delinquency, delinquent behavior)」は、「少年非行(juvenile delinquency)」とも言う。「非行」という用語がはじめて使われたのは、1816年のロンドンの「首都における少年非行の驚異的增加に関する原因調査のための委員会報告」であるといわれている¹¹⁾。アメリカでは、「非行」という用語を公的に使用した最初の例として、少年保護院設立の母体となった貧窮予防協会の1818年報告書があげられている。

非行という用語が用いられるようになったのは、はっきり何時からということはいえないが、犯罪少年や浮浪児を収容する施設の創設に際して行われた調査報告書の中で使用されたのがはじめだといわれている¹²⁾。

イギリスにおいて、青少年犯罪は、平均寿命の延びによる「青年期」の発見と共に、19世紀を通じて人々の関心の主題となり、1890年代に入ってから青少年非行の問題に一般化された¹³⁾。そして、非行も「小さいいじけた大人」という見方から、「未熟なためである」という見方

に変わった¹⁴⁾。

日本では、これまで、「不良」という語の方がなじみが深かったが、1948年現行少年法の制定とともに、「非行」という用語が広く用いられるようになった¹⁵⁾。

(2) 一般的概念としての非行

一般に「非行とは何か」と問いかけると、それを判断する論者の価値観や世界観、経験などが異なることにより、解釈が違ってくる。次には、世間一般に使われている非行の概念(以後、一般概念という)を紹介する。

日本で「非行」と訳されている「delinquency」とは、もともと、「法や義務が求めることをしないこと」ないし「支払うべき債務を支払わないこと、つまり債務不履行」を意味した¹⁶⁾。「要するに約束事を履行しない行為全般のことである。英語では、このほかに crime(犯罪)という語があるから、それと区別する意味で軽い程度の悪行を指す」¹⁷⁾と解される。

「非行」とは、「犯罪に限らず右のおそれを生じさせるような行為」という漠然とした将来の犯罪的危険性と結びつけて観念されたものである¹⁸⁾。他にも、広く「社会的規範や規則などに違反し、それから逸脱する行為」とか、「子どもが行う困った行動、悪い行動」¹⁹⁾とか、「非常識な行為、普通でない行為で非難に値するもの」²⁰⁾などと説明されている。

安達喜美子・菊池龍三朗は、非行とは「法規範からの逸脱行動は無論のこと、道徳に反する行為を含め、社会や社会の人びとに迷惑をかける行動をさしているのである」²¹⁾とした。さらに、澤登俊雄が指摘したように、「非行」の一般的な概念には、侵害性と自損性という2つの要素が含まれている。第1に、非行は犯罪を含む犯罪類似の行為として概念されている。即ち、非行の要素には、他人に迷惑を掛けるという意味での「侵害性」が含まれている。第2に、非行は、「侵害性」によって少年が自らの利益を損なう行為として観念されている。即ち、少年自身が傷つくという意味での「自損性」が含まれている²²⁾。

このように、少年が行う犯罪や問題行動には「非行」という語が用いられるが、非法律的起源を持つ概念²³⁾のため、法的定義が必要となる。そこで、非行の一般的概念の定義を踏まえた上で、非行が法的概念としてどのように定義されているかを概観してみよう。

(3) 法的概念としての非行

非行について上述した澤登の定義によれば、少年によって犯罪的危険性のある行為が行なわれた場合、刑罰法令に触れたが故に少年法という法律に基づいて、非行少年に対し自由の制限を伴った刑罰や保護処分のような強制的な措置(処分)が、公権力によって行われる可能性が生ずる。したがって、公権力の強制力が行使できる限界をはっきりさせ、公権力の専断を抑制して少年の人権を保障するために、「非行」の法的概念を明確にする必要が出てくる²⁴⁾。そのため、「非行」概念についての明文化と一定の年齢区分を、公権力の強制力行使の前提条件として

定めておかなければならない。

日本では、「非行」を定義する場合、唯一手がかりとなるのは1949年(昭和24)から施行された現行少年法第1条²⁵⁾である。少年法は、目的の一つとして、「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行う」とし、さらに第3条1項では、家庭裁判所の審判に付すべき少年として、「犯罪少年」、「触法少年」、「虞犯少年」という3種類の少年があげている。ゆえに、「非行」とは、「犯罪少年」、「触法少年」および「虞犯少年」たちが行うとされる行為を併せたものである。

2 非行少年とは

(1) 非行少年の概念の誕生

「非行少年(juvenile delinquent または delinquents)」という用語が用いられるようになったのは、はっきりわからないが、「この言葉に相当する概念(wild children, wayward youth, headstrong progeny, etc)そしてまた非行の状態(the state of delinquency)ということは、古代から知られていた」ことから、「法に違反する青少年の問題は、古くから存していたものといえよう」²⁶⁾。

1818年、アメリカ初の少年保護院の母体となった貧窮予防協会の報告書は、非行少年という用語を公的に使用したアメリカ最初の例であると言われている。この報告書は、貧困の主要な要因の一つとして非行少年に言及し、21歳未満で、法を破り、もしくは怠学・怠業のゆえに街頭を徘徊する、あるいは正常な家庭を欠く者を非行少年としている²⁷⁾。

ニューヨーク少年保護院許可のための法律は、収容すべき少年たち「非行少年」に初めて法的定義を与えた。つまり、法に抵触し有罪の確定した犯罪少年と浮浪少年を合わせて非行少年とした²⁸⁾(年齢についての規定はなかった)。「非行少年」の概念に関する変遷を要約すると表1のようにまとめることができる。

表1 「非行少年」の由来

年度	出所	呼び方	定義
1818年	貧窮予防協会の報告書	非行少年	法を破り、もしくは怠学・怠業のゆえに街頭を徘徊する、あるいは正常な家庭を欠く21歳未満の者
1823年	非行少年更生協会	少年保護施設に収容すべき者	一定年齢未満であって 1 浮浪・無宿のゆえに警察の警告を受けた者、あるいは微罪で摘発された者 2 本来なら州立監獄(刑務所)に送ら

				れるべき犯罪者 3 悪意あるいは怠惰のゆえに道徳に無頓着な親によって、生活上・道徳上の不潔、食物の欠乏、無教育の状態に放置され、犯罪者の餌食に陥りやすい者
1826年	ポストン法律 (公立初の少年保護院設置を規定)	施設 処遇 の 対 象 者 29)	少年犯罪者	刑事法上の犯罪者 処罰に関する州法の違反者(例えば:浮浪者・乞食・怠惰者・風紀びん乱者) 裁判所がそれに準ずると認める者
			その他	1 怠惰で放蕩な生活をしている少年 2 親が死亡あるいはアルコール依存症等々のために放任されている少年

注) 徳岡秀雄『少年司法政策の社会学』(東京大学出版会、1993年)60-68頁をもとに筆者作成

1899年、世界最初の少年裁判所がアメリカ・イリノイ州のシカゴ市に設けられた。イリノイ州は、世界最初の少年裁判所法「要扶養放任及び非行少年の処遇及び監督を規制する法律」(An Act to Regulate the Treatment and Control of Dependent, Neglected and Delinquent children.)³⁰⁾を制定した。イリノイ州少年裁判所法第1条は、「16歳以下の児童のみ適用される」とし、「要扶養少年」及び「放任少年」なる用語については、「いかなる理由なるとを問わず貧困、浮浪又は遺棄せられたるもの」と、「非行少年」という用語については、「16歳未満の児童にして、本州の法律又は市町村の法律を侵犯したすべてのものを含むものとする」³¹⁾と定めている。また、非行少年には、第21条に、「実の親によって与えられるはずであったところの世話・監護・しつけを施す」³²⁾と定めている。

国親思想 (parents patriae) に基づき、非行少年を要扶養少年や放任少年と並んで用いられたアメリカ少年司法の影響を受け、日本でも1900年に「非行少年をも親の監護欠損の角度から取り扱う」感化法が制定された³³⁾。

日本において「非行少年」は、「明治期以来、悪少年、壮士、不良、準犯罪少年」などと言われており、1923年から施行された大正少年法の第4条³⁴⁾では、「刑罰法令ニ触ルル行為ヲ為シ又ハ刑罰法令ニ触ルル行為ヲ為ス虞アル少年ニ対シテ」³⁵⁾保護処分ができる」と規定している。ようやく1945年後、「非行少年」という用語が専門家の間に用いられはじめ、一般化するよう

になった³⁶⁾。

次に、上述した非行少年の概念の誕生を踏まえた上で、非行少年が一般的概念と法的概念としてどのように定義されているか簡単に述べることにする。

(2) 非行少年の一般的概念

一般に「非行少年」という言葉は、「このまま成長すると犯罪者(または悪い人間)になるおそれがある少年」である³⁷⁾。

「非行少年」という概念に関する世間一般の人々が考えている共通部分を概観すると、その一般的な概念には次のような2つの要素が含まれているといえるだろう。第1、非行少年は、性格などの資質的要因と家庭や学校、職場、交友関係などの環境的要因両面で問題のある少年である。第2、非行少年は、成人犯罪者と比べると、成長発達の途上にあるため可塑性に富む存在として、立ち直る可能性が大きい少年である³⁸⁾。

(3) 非行少年の法的概念

既に非行の法的概念で述べたように、公権力が強制力を行使できる界をはっきりさせ、公権力の濫用を抑制して少年の人権を保障するために、「非行少年」の法的概念も明確にしなければならない。

日本では「非行少年」を定義する上で、唯一手がかりとなるものは1949(昭和24)年から施行された現行少年法³⁹⁾であり、その第1条で、目的の一つとして、「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行う」とし、さらに第3条第1項で家庭裁判所の審判に付すべき少年として、次の3種類の少年があげられている。

すなわち

- 1 「犯罪少年」 罪を犯した少年
- 2 「触法少年」⁴⁰⁾ 14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年
- 3 「虞犯少年」 次に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年
 - イ 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること。
 - ロ 正当の理由がなく家庭に寄り附かないこと。
 - ハ 犯罪性のある人若しくは不道德な人と交際し、又はいかがわしい場所に出入すること。
 - ニ 自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること。

よって、先に挙げた「犯罪少年」「触法少年」および「虞犯少年」の全体を併せたものが、少年法上の「非行少年」である。そこで、本稿でも法的概念ではこれにならって、非行少年を「犯罪少年、触法少年及び虞犯少年をいう」と定義することにする。

(4) 虞犯少年と不良行為少年

上述した非行少年の法的概念では、犯罪少年と触法少年の違いは明確である。しかし、虞犯少年とされる行為の対象について明確ではない。少年法第3条第1項第3号には、「虞犯少年」たる構成要件としての虞犯性と虞犯事由が掲げられている。つまり、「その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある」は虞犯性に、前記規定のイ・ロ・ハ・ニの所定は虞犯事由に該当する。

虞犯少年と判断する基準として学説は、虞犯事由だけでよいという立場⁴¹⁾と虞犯性と虞犯事由の両方を必要とする立場をとっているが、後者が妥当である⁴²⁾。すなわち、少年法第3条第1項第3号に定める虞犯少年に該当するには、同号所定の虞犯事由「全部が存する必要はなく、そのうち1個もしくは数個の事由が存すれば足りる」が、「その少年の性格又は環境に照らして、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする危険が予測される程度のものであることを要」し、「罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞」とは、「単に一般的・抽象的な犯罪一般というものではなく、ある程度具体性をもった犯罪の蓋然性があることを要する」⁴³⁾。虞犯事由のある少年に更に虞犯性があるか否かの判断は、将来の行動予測なので、虞犯性の有無を適確に判断するのは、極めて困難なことである⁴⁴⁾。

2004年5月の警察庁が警察官及び少年補導職員に対して実施した「少年警察活動に関するアンケート結果まとめ」でも明らかのように、実務上、虞犯少年の一部が「虞犯少年と思われるものの、虞犯性の判断が困難であるとの理由で虞犯送致または通告せず、不良行為少年として」扱われている。

それでは、不良行為少年とは、上述した少年法上の「非行少年」、すなわち犯罪少年、触法少年や虞犯少年には該当しないが、少年警察活動要綱第2条第7項⁴⁵⁾の定めにより、飲酒、喫煙、深夜徘徊、不良交遊その他自己又は他人の徳性を害する行為を行った少年で補導の対象となる者である。そして、犯罪少年、触法少年、虞犯少年と合わせて「非行少年等」として考えられている⁴⁶⁾。

不良行為少年は、「犯罪」をおかしているわけではないため、刑罰法令を犯した非行少年⁴⁷⁾のような公的処置・処遇は受けないし、捜査の対象にもならない。しかし、将来の非行化防止あるいは保護の必要な少年として、警察がこれらの少年を発見した場合には、必要な注意・指導・助言等の補導活動を行う対象となる。これらの少年は、小さな社会的ルールを破り社会的規範の枠から外れかけた「非行予備群」的少年と見られている。

そこで虞犯少年と不良行為少年と区別するものは、「その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある」こと、すなわち虞犯性があるかないかということになる。虞犯性を判断する際には、経験則に基づき、少年の性格や知能などの資質的要因と家庭や学校、職場、交友関係などの環境的要因を総合的に分析したうえで判断しなければならないため、虞犯性の判断の難しさから、「虞犯少年」と「不良行為少年」の規定には曖昧

さが残っていて、「虞犯少年」と「不良行為少年」をはっきり区別することができないことになる。

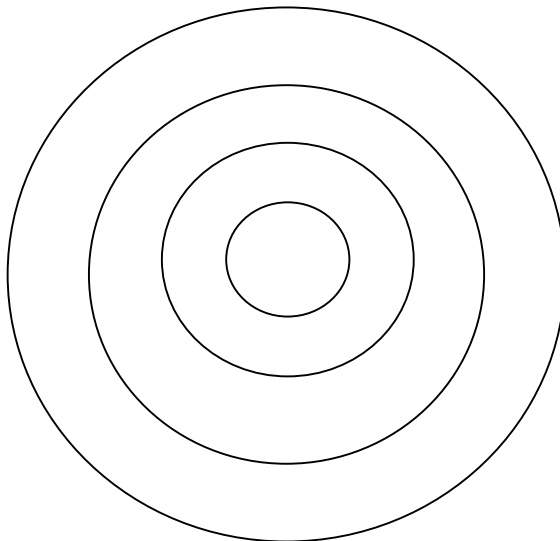
このように、少年非行の範囲が拡大されるほど、非行少年と一般少年との区別はなくなる。非行少年とはたまたま警察に検挙、補導された少年という解釈も出てくる⁴⁸⁾。2004年警察に補導された不良行為少年は1,419,085人で、2003年(1,298,568人)に比較し9.3%増加し、平成に入って最高を記録した⁴⁹⁾。

葉梨は不良行為少年の増加傾向を指摘し、それを踏まえて「これらの少年を『非行予備軍』と決め付けることは必ずしも正しくないが、少年たちは自分自身で抱えている問題を不良行為という形で表現し、社会にシグナルを送っているのであり、「周囲にとっての『いきなり』型非行を防止し、少年を非行から守るためにも、この段階での社会としての適切な対応が求められている」⁵⁰⁾として不良行為少年たちの非行予防対策の重要性を示唆した。

3 不良行為少年・虞犯少年・非行少年・犯罪少年の包摂関係

以上を総括し、不良行為少年・虞犯少年・少年非行・少年犯罪の包摂関係を示すと図1のように表すことができる。

図1 不良行為少年、虞犯少年、犯罪少年、非行少年の包摂関係



注 1 一番外側の円から、①に属するのは不良行為少年、②に属するのは非行少年、③に属する行為は虞犯少年、④に属する行為は犯罪少年である。

虞犯少年は、虞犯性すなわち「将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある」少年いわば犯罪少年の予備軍であるから、「犯罪少年」は「虞犯少年」に包摂されている関係にある。

さらに、「非行少年」の周辺には深夜徘徊、薬物乱用など非行少年の法的概念には属してないが、その自損性が大きく注目されている、不良行為少年が存在する。不良行為少年と虞犯少年を比べると、両者の差は、虞犯性があるか否かで、虞犯性があれば虞犯行為で、不良行為と認定するには虞犯性は必要ない⁵¹⁾。ただし、不良行為少年に虞犯性がないというわけではなく、虞犯少年と認定するに至るだけの虞犯性がないということには注意が必要で⁵²⁾、「虞犯少年」は「不良行為少年」に内包されている関係にある。

従って、円心に近づければ近づくほど非行研究の対象となる範囲は狭くなり、逆に円心から離れれば離れるほど対象の範囲は広くなる。

二 非行・非行少年についての観念の変遷

1 非行についての観念の変化

(1) 伝統型非行と現代型非行

一般的に、非行発生の原因として、少年が置かれている環境面での負因と非行少年自身の人格面での負因が主として指摘されてきた。

しかし、1964年ごろから、上述した環境面での負因や人格面での負因による非行の比重が軽くなってきた⁵³⁾。非行現象の中では、両親健在で生活程度中流以上、そして家庭や学校ではごく普通で人目につかなかった少年による、睡眠薬の遊びやシンナー・ボンド吸引等、劇・毒物と結びついた非行とスリルを味わうための万引きなど動機があいまいな⁵⁴⁾非行の増加である⁵⁵⁾。

これらの新しいタイプの非行は、伝統的な非行概念、理念だけでは十分に説明できない。従って新しい概念の設定や解明のためのわく組が必要である⁵⁶⁾。そこで、「伝統型非行」から「現代型非行」への変遷を考察していくことにする。

まずこうした新しい非行を考察するまえに、少年非行をとりまく社会全体での犯罪の一般化の傾向についてみていく必要がある。なぜなら社会の動向は少年たちの行動へも少なからぬ影響を及ぼすからである。

ではまず、「現代型非行」の概念を考察する前に、その概念の原典としての「現代型犯罪」について考察する。藤木英雄は、「現代型犯罪」の体表例としてホワイト・カラーによる犯罪、過失犯、風俗犯の3つをとりあげながら、「現代型犯罪」その概念を、はじめて提唱した⁵⁷⁾。以下その骨子をまとめて紹介する⁵⁸⁾。

「現代型犯罪」とは、「新しいタイプの犯罪 (new type of criminality)」という意味ではなく、「伝統型犯罪」と対比させられるべき犯罪として位置づけられる⁵⁹⁾。ここで言う伝統的犯罪と

は、犯罪ではない行為とははっきり識別できる行為としての犯罪、いわば自然犯（mala in se）のように「それが悪であるということに特別な説明」を要しない、「しかも、その悪の範囲がどのようなものであるかについても、厳密な定義づけを必要としない」行為を指しており⁶⁰、また、その行為者には、「なんらかの意味で欠陥をそなえたひとであり、一般の市民のレベル以下に落ち込んだ人間である」と考えられ、資質面（精神や人格に欠陥のある者）あるいは環境面の負因（社会的に恵まれない立場）のあることが前提とされている⁶¹。これに対し、現代型犯罪は、行為の面でもその行為者の面でも、このようなものとは逆の特質をもつものである。つまり、社会で禁じられているから悪となるわけで、何故に犯罪であるかが必ずしも明白でなく、また「犯罪とされる行為の輪郭も興行も不鮮明である」行為を指しており⁶²、行為者は「健全」で「正常な状態」で資質面あるいは環境面の負因があることを前提としないのである⁶³。

「現代型犯罪」の特徴はまとめると次のようになる。

- ① 犯罪者には資質面・環境面ではっきりした負因がない
- ② 被害対象の拡散あるいは不明確
- ③ 犯罪者における犯意の不存在ないし希薄（例えば過失犯）
- ④ 罪者における罪悪感の欠如
- ⑤ 一般市民の日常的行動の延長線上での犯罪行動
- ⑥ 犯罪者における犯罪性の稀薄化⁶⁴。

以上、藤木によって規定された「現代型犯罪」の概念の内容と特徴であるが、ハイジャックや人質犯罪などは、犯行のタイプとしては新しいもので、「現代の犯罪」あるいは「新しいタイプの犯罪」とは言えるが「事柄の性質上は、伝統的犯罪に属するもの」で、「現代型犯罪」には属さない。

以上の考察を踏まえて、藤木と同じ時期に、はじめて「現代型非行」概念を提唱し論述した板倉と沼野の論文⁶⁵を参考しながら、「現代型非行」の概念について詳しく考察することにする。

板倉と沼野は、伝統的な非行概念が空洞化したところに現代型非行の特徴があるとみてその理由を考察している。すなわち、都市化や工業化の洗礼をうけていない均質な構造をもった伝統指向型の社会では、「時間的、空間的に広い妥当性を有する価値体系が万人の目にそれとわかる形式で存在」していたため、非行概念の設定は比較的単純な形であることが可能であった。したがって社会の構成員にとって、「少年がしてはならないとされる行為」を実質的・一義的に判別することは容易であった。したがって、「してはならないとされる行為」を敢えてなす少年には、「その性格や環境に何らかの欠陥」があることが推定され、そうした少年を健全に育成するためには、「国家が保護の手をさしのべること」が不可欠のこととなった。しかし、伝統的非行概念では、「要保護性という実質を具備しない行為をとりこむことによって空洞化を来している」⁶⁶のに対して現代型非行は、「要保護性の認められない普通の少年が、さしたる罪悪感を抱くことなく平然と非行を敢行するところに、きわだった特徴をもつ」とする。

そして、以上の研究を踏襲しながら清田は、「伝統型非行と現代型非行の差異は、「非行行為」と「非行者」にみられる特質の差異にあるといえる」と述べ、「誰が判断しても明確に非行といえる行為を、資質・環境面に負因をもった、したがって要保護性の高い少年が行った場合」を伝統型非行とし、逆に「非行に対する判断基準が変化（あいまい化）してゆく中で、非行性の希薄な行為（とくに風俗犯のような加害対象の不明確なものを）、日常行為の延長のような軽い気持ちでさほど罪意識を抱くことなく、しかも資質・環境面で負因のないごく普通の少年が行う場合」を現代型非行と定義する。そして、「現代型非行の特質とは、いわゆる非行の「一般化」であり、「遊び型化」を意味する」という⁶⁷⁾。さらに、スーパーマーケットをはじめとするセルフ売り場での万引きや放置自転車の横領では少年たちに所有者もしくは所有権についての意識が乏しい。占有離脱物横領では、盗まれたうえ放置された自転車、バイクを乗り逃げたケースが多く、本来の所有者が不明である⁶⁸⁾。したがって、これらの非行ではその被害が不明確である。

以上の論述を整理すると、現代型非行の特質として、非行者の要保護性と非行性の希薄化、日常行為の延長としての非行行為、罪の意識の欠如、被害の不明確化という4つをあげられる。

（2）反社会的（anti-social）非行と非社会的(asocial)非行

上述した「伝統型非行」と「現代型非行」の区別を、その行為内容の違いに注目して、「反社会的非行」と「非社会的非行」という区別をする説もある。少年が行った行為が、「誰がみても明白に非行と認めうる行為」、「それが悪であることに何の説明も要しない行為」⁶⁹⁾、「してはならない行為」⁷⁰⁾で、「反社会性」によって動機づけられた「規範に対して攻撃的な」⁷¹⁾行為は「反社会的非行」として捉えられてきた。つまり、反社会的非行は、現実的動機に基づいた、社会規範や社会慣習に対する反発的・敵対的・攻撃的な行為で、刑罰法令に触れる行為および将来刑罰法令に触れる虞がある行為である。たとえば、1945年以後、「貧困あるいは生活必須品の不足」による「生存のため」の窃盗、強盗などを反社会的非行と呼ぶことができよう。

反社会的非行に対し、「ある行為が非行か否かを判断する基準の変化により、非行行為と日常行為の見分けが曖昧化され、非行でない行為とは明確に区別できなくて」、「日常行為の延長線の上で日常的に行われている」犯意も不明確な行為は、「非社会的非行」として捉えている。つまり、従来、「非行行為」として捉えられていた行為の枠組と、「日常行為」として捉えられていた行為群を画然と区分けすることができにくくなったのである。たとえば、占有離脱物横領、有機溶剤集団吸引、暴走族、万引きなどの非行は、「違法行為と合法行為との間のけじめがつかず罪悪感の形成が不十分であるためにいわば遊び的な気分で罪に陥る」⁷²⁾のである。こうした、非行の特質を説明しようと、「非社会的非行」という新しい概念が登場したのである。

「非社会的非行」は、「反社会的非行」の対語として、「正常な対人関係が持てず、社会とのつながりを拒絶、回避したり、あるいは閉鎖的な非行集団に逃避して情緒的安定を得る」⁷³⁾た

めに行う行為で、社会規範や社会慣習に対しては、「忌避的・退却的・敗北的」で、刑罰法令に触れるおよび将来刑罰法令に触れる虞がある行為である。たとえば、怠学して喫茶店に入り浸り、シンナーを吸引し、オートバイを盗んで暴走を企て、幼児猥褻、女性の下着盗や覗き見を重ねるなどという非行を非社会的非行とよぶことができよう。

堀内守が、「動機も単純で非行性が浅い軽微な非行を犯す少年が多く、罪や規範意識が希薄であり、しかも、反社会的な逸脱行動というよりは非社会的性格の面が目立ち、生活環境や社会からの逃避、離脱が法違反や不良行為として表現される部分が少なくない」⁷⁴⁾とした指摘も、「非社会的非行」という概念の論点に符合するものといえよう。

2 非行少年についての観念の変化

以上みてきた、非行の特質からは、非行少年の特徴について、次のように指摘できる。

第1に、今まで貧困家庭出身の非行少年が大多数を占めていたが、中流家庭出身の非行少年が大多数を占めるようになった⁷⁵⁾。

第2に、両親がいないまたはひとり親家庭の少年から両親揃っている家庭の少年という変化が見られている⁷⁶⁾。

第3に、非行少年と一般少年との境界線がなくなっている。少年刑法犯の人口比⁷⁷⁾が1946年の669.3から2004年の1,505.9まで2.2倍増大したことは、少年たちが容易に非行に走るようになったことを意味する⁷⁸⁾。

第4に、少年一般刑法犯検挙人員の年齢層別人口比の推移で、年少少年は1971年から他の年齢層と比較すると、ずっと最も高い数値を示していることは、低年齢の非行少年の増加を意味する⁷⁹⁾。

第5に、非行少年の中で、女子の非行少年が増加傾向を示している。少年一般刑法犯検挙人員の中で、女子比は長期的に上昇傾向にある⁸⁰⁾。

第6に、かつては、非行少年の中には有職・無職の少年が占めた割合が比較的多かったが、学生が大部分を占めるようになった。その中でも、高校生が4割以上占めている⁸¹⁾。

第7に、非行少年に、反社会的性格より非社会的性格傾向の強い少年が増加している。

以上のように、非行と非行少年には、日常行為の延長としての非行行為の増加、罪の意識の欠如、被害の不明確化、非行行為と日常行為の見分けが曖昧、非社会的非行の増加、学生の非行化、非行少年の低年齢化、非行者の要保護性と非行性の希薄化といった変化がみられている。

結びにかえて

これまで、現在に至るまでの非行・非行少年の概念の変容及び非行・非行少年についての観念の変遷について概観してみた。すでに触れたように「少年非行」の中心概念である「現代型非行」の特質の一つとして、非行行為が日常行為の延長として行われている。こうした少年非行の一般化傾向に対して、様々な対応を考える必要がある。そうした対応を考えるに当たって、非社会的行為に走る少年とその非行行為を整理して類型化し、それらの関係を理解する必要がある。

さらに、少年非行は不良行為少年に、虞犯少年は非行少年に、犯罪少年は虞犯少年に内包されていることが分かった。よって、少年犯罪と少年非行については更生策を、虞犯行為と不良行為については非行性が深まる前に予防策を探る必要がある。そのためには、少年非行の実態を分析しながら少年非行の原因としての家族関係をさぐる作業が次の課題として残されている。

<注>

- 1) 麦島文夫が指摘したように、「親の経済的貧困は、子どもの成育環境の文化的貧困と教育の貧困をもたらしがちである」(麦島文夫『非行の原因』(東京大学出版会、1990年)73頁参照)。
- 2) 葛藤家庭とは、両親の間ばかりではなく、家族構成員の間に感情上の対立態度やあつれきが生じ、信頼関係が希薄になり、人間関係に永続的な強い心的緊張ないし混乱が生ずる家庭の状態をいう(たとえば、世代間の文化葛藤、嫁・姑間葛藤、夫婦間葛藤、親子間葛藤など)。
(詳細は大神貞男「親子関係と非行のメカニズム(上)」犯罪と非行第23号1975年、77頁参照)。
少年非行の原因として、しばしば見られる家庭内の葛藤には次のようなものがある。たとえば、「封建的な考え方と民主的考え方といった家族間に意識のずれや価値判断の相違が著しい場合、家族間、ことに父母の教養、習性、人生観、志望、信条、性格などに差異があって、どうしても調和できない場合、母と祖母(嫁と姑)、父と母などのように、家庭の主導権争いや、経済力の不均衡、利害の対立などによる対立感情のはげしい場合、正常な家庭構成が破壊されて、継父、継母、父または母の情人など血縁関係のない者が入ってきた場合、親の一方または双方が、婚姻外の性的関係をもつ場合、近親者が同居して、家族関係が複雑になっている場合、家族の中に、精神障害者、身体的欠陥者、不名誉者などのいる場合、貧困、居住の狭隘、母の屋外労働などがいざごの種になる場合がある。そのほか、人種や国籍の相違、宗教上の相違などがあって、家族全体が近隣や地域社会に不適應であるか、葛藤を起こしている場合である」(佐藤典子「現代家族の病理—家族機能の喪失と子どもの問題行動について」犯罪と非行第51号1982年、72頁、樋口幸吉「非行とは何か」樋口幸吉編『講座少年非行1実態と原因』(明治図書出版株式会社、1968年)113-114頁)。
- 3) 「犯罪家族(degenerate family)とは売春婦、浮浪者、犯罪者、アルコール中毒者などが輩出する家系をいう」(菊田幸一『犯罪学』(成文堂、2005年)51頁)。
- 4) 家族構成員のなかに情緒不安定者、アルコール中毒者、性的逸脱者、経済的被保護者、精神薄弱、精神病質者、賭博者などを含む場合、これを不道德家族または悪徳家族と呼び、家族の風習が低俗であったり、趣味が卑わいであったり、道徳意識が低劣であれば、子どもたちも不道德となる(山口透『少年非行学』(有信堂高文社、1984年)127-128頁参照)。
- 5) 「日本では、最近、吉益医学士に依って、都市青少年犯罪者2,000名につき、その中の約10%が精神薄弱者であるとせられて居る」(木村亀二「少年犯罪の特質・原因及び対策 その比較的・批判的考察」法律時報第6巻第2号1934年、15頁)。
- 6) 森武夫『少年非行の研究』(一粒社、1986年)100-201頁。
- 7) 樋口幸吉・前掲(注2)71頁。
- 8) 板倉宏・沼野輝彦「非行概念の変遷」ジュリスト556号1974年、32頁。

- 9) 安田道夫「官庁統計と非行増減の原因」犯罪と非行第 39 号 1979 年、13 - 16 頁。
- 10) 堀内守「第 10 章遊び型非行」兼頭吉市・檜山四郎編『続・繁栄の落し子たち - 社会変動と少年非行』(大成出版社、1977 年) 147 頁。
- 11) 徳岡秀雄「『非行』の発明」清永賢二・徳岡秀雄著『逸脱行動論』(放送大学教育振興会、2002 年) 35 - 36 頁、徳岡秀雄『少年司法政策の社会学』(東京大学出版会、1993 年) 66 頁。
- 12) 19 世紀の始め、アメリカでは、中産階級の成人男性らが、改革運動のための団体を設立し、社会の問題の原因解明をし、予防、解決をすることで社会秩序を守ろうとした。また活動には社会秩序を自ら安定させることで、権威を守ろうとする一面もあった。その団体のひとつ「貧窮予防協会(Society for the Prevention of Pauperism)」は、犯罪の原因は貧困であるとし社会から貧困をなくすことを目的として活動していた。協会の調査は、犯罪を予防する最良の方法は非行少年を更生させることであるという結論に達した。1823 年、貧窮予防教会は「非行少年更生協会(Society for the Reformation of Juvenile Delinquents)」に改組し、非行少年のための新しい刑務所の設立を目的とした活動をはじめた。そして 1825 年非行少年更生協会が運営する施設として、ニューヨーク少年保護院が設立された。<http://www.inter-highschool.ne.jp/~0004055/american/juvenile/19.html>、2004 年 8 月 3 日と清永賢二・徳岡秀雄著・前掲(注 11) 35 頁を参照。
- 13) 水田恵三「犯罪・非行の社会史」水田恵三編著『犯罪・非行の社会心理学』(ブレーン出版、1994 年) 30 - 34 頁。
- 14) 水田恵三・前掲(注 13) 34 頁。
- 15) 守山正・西村春夫編『犯罪学への招待』(日本評論社、2001 年) 135 頁、遠藤辰雄『非行心理学』(朝倉書店、1974 年) 1 頁。
- 16) 守山正・西村春夫・前掲(注 15) 135 頁。
- 17) 守山正・西村春夫・前掲(注 15) 135 頁。
- 18) 高野光史「非行少年」成沢壽信編『少年非行』法学セミナー増刊 1984 年 277 頁、澤登俊雄「少年非行と保護手続」澤登俊雄[ほか]編著『新・刑事政策』(日本評論社、1993 年) 78 頁。
- 19) 福島章『非行心理学入門』(中公新書、1985 年) 16 頁。
- 20) 兼頭吉市「少年非行の動向」平尾靖編『非行 - 補導と矯正教育』(有斐閣、1968 年) 1 頁。
- 21) 安達喜美子・菊池龍三朗「非行観の世代的ずれの意味するもの」犯罪と非行第 63 号 1985 年、132 頁。
- 22) 澤登俊雄『少年法入門(第 2 版補訂)』(有斐閣、2003 年) 1 頁。
- 23) 平場安治『少年法(新版)』(有斐閣、1987 年) 62 頁。
- 24) 澤登俊雄「少年非行と保護手続」澤登俊雄[ほか]編著『新・刑事政策』(日本評論社、1993 年) 80 頁、澤登俊雄・前掲(注 18) 3 頁。
- 25) 少年法(この法律の目的)第 1 条 この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年及び少年の福祉を害する成人の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。
- 26) 柏木千秋・西村克彦『少年犯罪[法律学体系 第 2 部]』(日本評論新社、1954 年) 1 - 2 頁。
- 27) 徳岡秀雄・前掲(注 11) 66 頁。
- 28) 徳岡秀雄・前掲(注 11) 66 頁。
- 29) ただし、ボストン市は被放任少年のための代替施設をもっていたので、少年保護院自体は犯罪少年だけを収容していた。徳岡秀雄・前掲(注 11) 67 頁。
- 30) 「扶助を要し、または遺棄された少年および非行少年に関する処遇および監督を規制する法律(An Act to Regulate Neglected and Delinquent children)」という訳文もある(兼頭吉市・前掲(注 20) 2 頁)。
- 31) 宮崎昇『虞犯少年に関する研究』司法研究報告書第 8 輯第 1 号(司法研修所、1955 年) 78 頁。
- 32) 森田明『少年法の歴史的展開 鬼面仏心の法構造』(信山社、2005 年) 2 頁。
- 33) 森田明・前掲(注 32) 4 頁。
- 34) 大正少年法 第四条(保護処分) 1 刑罰法令ニ触ルル行為ヲ為シ又ハ刑罰法令ニ触ルル行為ヲ為ス虞アル少年ニ対シテハ左ノ処分ヲ為スコトヲ得
 - 一 訓誡ヲ加フルコト
 - 二 学校長ノ訓誡ニ委スルコト
 - 三 書面ヲ以テ改心ノ誓約ヲ為サシムルコト
 - 四 条件ヲ附シテ保護者ニ引渡スコト
 - 五 寺院、教会、保護団体又ハ適當ナル者ニ委託スルコト
 - 六 少年保護司ノ観察ニ付スルコト
 - 七 感化院ニ送致スルコト
 - 八 矯正院ニ送致スルコト

九 病院二送致又八委託スルコト。

- 35) 徳岡秀雄・前掲(注11)45頁。
- 36) 樋口幸吉・前掲(注2)13頁。
- 37) 澤登俊雄・前掲(注24)78頁。
- 38) 澤登俊雄・前掲(注22)2頁。
- 39) 少年法第2条の第1項 この法律で「少年」とは、20歳に満たない者をいい、「成人」とは、満20歳以上のものをいう。
- 40) 「犯罪少年」における犯罪行為、および、「触法少年」における触法行為は、成人の犯罪行為と行為の外形としては同じである。「犯罪少年」と「触法少年」とを14歳で区分している理由は、刑法41条により、行為時に14歳未満の少年は刑事未成年者として刑事責任能力がないものとされているからである。
- 41) 裾分一立「要保護性試論」家庭裁判月報第5巻第4号1953年、22頁。
- 42) 田宮裕・廣瀬健二編『注釈少年法(改定版)』(有斐閣、2002年)62頁。
- 43) 名古屋高裁1971(昭和46)・10・27家庭裁判月報第24巻第6号66-71頁。
- 44) 荒木伸怡「虞犯の概念とその機能」犯罪社会学研究第12号1987年、7頁参照。
- 45) 清永賢二は「不良行為少年における非行化過程の研究」西村春夫編『少年非行 - その実態・原因・対応の分析 - 1975~1988』(ソフトサイエンス社、1989年)137頁にて、少年警察活動要綱第2条第8号とするが現行の少年警察活動要綱では第2条第7項になっている。
- 46) 鮎川潤『少年非行の社会学(新版)』(世界思想社、2003年)154頁。
- 47) ここで非行少年とは触法少年に犯罪少年を合わせたものである。
- 48) 矢島正見『少年非行文化論』(学文社、1996年)165頁。
- 49) 警察庁生活安全局少年課『少年非行等の概要(平成16年1~12月)』2005年4頁、30頁。
- 50) 葉梨康弘『少年非行について考える—その今日の問題と少年警察の課題』(立花書房、1999年)173頁。
- 51) 平場安治・前掲(注23)。
- 52) 荒木伸怡・前掲(注44)17頁参照。
- 53) 樋口幸吉・前掲(注2)71頁。
- 54) これを時に動機なき非行と呼ぶ場合がある。動機なき非行とは、「格別の理由ないし動機があるように思われないで」、「大人の常識的な考え方や、理由のゆかない非行」であって、「全然動機がないわけではなく」、「退屈や無意識的メカニズムによるいわば衝動的ないしノイローゼ的非行」を指す(樋口幸吉・前掲(注2)20頁)。
- 55) 堀内守・前掲(注10)24-25頁、桧山四郎「非行少年の低年齢化と粗暴化」犯罪と非行1981年第48号73-74頁、樋口幸吉「最近少年非行の特質と背景」法律のひろば第33巻第10号1980年、4-5頁参照。
- 56) 堀内守・前掲(注10)147頁。
- 57) 「現代型犯罪という言葉は、多くの読者にはまだ耳慣れないものであろう。この用語を使っているのは、さしあたりわたくしだけである。」藤木英雄「現代型犯罪と刑事政策」犯罪と非行第20号1974年、136~137頁。また、安香宏も、「現代型非行」を考察する場合、藤木英雄が発表したこの論述は原典だと指摘した(安香宏「現代型非行の諸問題」家庭裁判月報第33巻第8号1981年、3頁)。
- 58) 藤木英雄「現代型犯罪と刑事政策」犯罪と非行第20号1974年、136~154頁。
- 59) 藤木英雄・前掲(注58)138頁。
- 60) 藤木英雄・前掲(注58)137頁。
- 61) 藤木英雄・前掲(注58)136頁、150頁。
- 62) 藤木英雄・前掲(注58)137-138頁。
- 63) 藤木英雄・前掲(注58)150頁。
- 64) 藤木英雄・前掲(注58)136-154頁。
- 65) 筆者が調べたところ、「現代型非行」の概念が、はじめて提唱に使い始めたのは板倉宏・沼野輝彦の「非行概念の変遷」の論文ではないかと思われる(板倉宏・沼野輝彦・前掲(注8)32-36頁)。
- 66) 板倉宏・沼野輝彦・前掲(注8)32頁。
- 67) 清田勝彦「現代型非行の特徴と社会的背景」犯罪社会学研究第9号1984年、142頁。
- 68) 郷古英男「少年非行の現状と課題」犯罪社会学研究第4号1979年、10頁。
- 69) 清田勝彦・前掲(注67)148頁。
- 70) 清田勝彦・前掲(注67)141頁。
- 71) 兼頭吉市・前掲(注20)15頁。

少年非行と非行少年概念の変容と特色(金)

- 72) 藤本英雄・前掲(注58)154頁。
 73) 檜山四郎「統計から見た東京の少年非行 その傾向と特質」犯罪と非行35号1978年152頁、兼頭吉市「社会変動と少年非行」・前掲(注10)26-28頁。
 74) 堀内守・前掲(注10)147頁。
 75) 昭和40年版犯罪白書～平成7年版犯罪白書による。

表 2 一般保護少年の保護者の経済的生活程度(1955、1960、1964年)

年次	総数	富裕	普通	貧困	要扶助	不詳
1955年 (昭30年)	131,512 (100.0)	972 (0.7)	34,838 (26.5)	69,618 (52.9)	11,548 (8.8)	14,536 (11.1)
1960年 (昭35年)	158,902 (100.0)	1,188 (0.7)	49,395 (31.1)	82,477 (51.9)	8,463 (5.3)	17,379 (10.9)
1964年 (昭39年)	*188,888 (100.0)	4,597 (2.4)	124,557 (65.9)	46,521 (24.6)	5,494 (2.9)	7,719 (4.1)

- 注 1. 昭和42年版犯罪白書による。
 2. *「保護者なし」および「保護者の種類が不詳な者」は、除いてある。
 3. 経済的生活程度は、収入、生活内容等を基礎として社会通念より認定されている。一応な基準は次のとおり。
 「富裕」とは、豊かな余裕ある生活をしているもの
 「普通」とは、借財なく、収入のみで生活しうるもの
 「貧困」とは、かろうじて生活を営みうるが、不時の支出については、借財しなければまかなえない程度のも
 「要扶助」とは、生活がきわめて困難で、生活補助を得て生計を営んでいるもの

表 3 一般保護少年の保護者の生活程度別構成比(1965年～1995年)

年次	富裕	普通	貧困	被保護
1965年(昭40年)	2.3	71.9	22.9	2.9
1970年(昭45年)	2.7	76.0	18.4	2.9
1975年(昭50年)	2.9	82.8	11.5	2.8
1980年(昭55年)	2.7	83.9	10.1	3.3
1985年(昭60年)	2.0	83.5	10.5	4.0
1990年(平2年)	2.3	88.2	7.0	2.6
1995年(平7年)	2.2	89.8	6.0	2.0

- 注 1. 昭和40年版犯罪白書～平成7年版犯罪白書による。
 2. 昭和45年以降は、交通関係業過を除く。
 3. 昭和45年以前は、「要扶助」として計上されていたものを「被保護」に計上している。
 4. 不詳を除く。

76) 昭和40年版犯罪白書～平成7年版犯罪白書による。

表 4 一般保護少年の保護者の状況(1955、1960、1964年)

年次	総数	実父母	実父のみ	実母のみ	実父 継母	継父 実母	養父母	その他 保護者	保護者 なし	不詳
1955年 (昭30年)	131,512 100.0	59,262 45.1	22,141 16.8	23,406 17.8	5,356 4.1	2,394 1.8	1,058 0.8		17,895 13.6	
1960年 (昭35年)	158,902 100.0	74,821 47.1	30,591 19.3	28,337 17.8	4,203 2.6	2,695 1.7	1,101 0.7	15,336 9.7	1,818 1.1	
1964年 (昭39年)	194,269 100.0	135,276 69.6	9,774 5.0	27,601 14.2	5,608 2.9	3,565 1.8	2,140 1.1	4,924 2.5	870 0.4	4,511 2.3

- 注 1. 昭和42年版犯罪白書による。
 2. 昭和30年については、「その他」および「不詳」が、昭和35年については、「不詳」の数が明らかでない。
 3. 養父母のなかには、養父のみ、または養母のみを含む。
 4. 「その他」の内容は、雑多であるが、例えば祖父母、兄弟、伯叔母、配偶者などである。

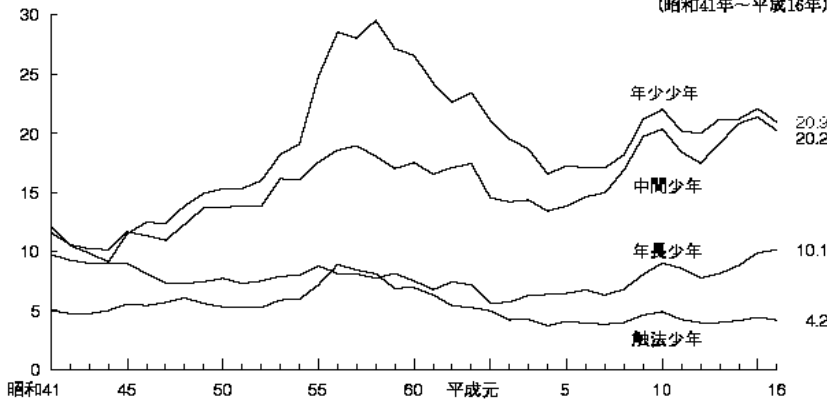
表 5 一般保護少年の保護者の状況別構成比(1965年～1995年)

年次	実父母	実父(母)のみ	実父継母 継父実母	養父母	その他の 保護者	保護者 なし
1965年(昭40年)	73.3	18.2	4.8	1.1	2.3	0.4
1970年(昭45年)	74.2	17.3	5.3	1.0	2.0	0.3
1975年(昭50年)	76.3	15.6	5.3	0.8	1.8	0.2
1980年(昭55年)	75.8	16.6	5.2	0.7	1.5	0.1
1985年(昭60年)	71.4	21.0	5.2	0.7	1.6	0.1
1990年(平2年)	70.1	22.7	5.2	0.5	1.4	0.1
1995年(平7年)	69.9	23.1	5.1	0.4	1.3	0.1

注 1. 昭和40年版犯罪白書～平成7年版犯罪白書による。
 2. 昭和45年以降は、交通関係業過を除く。
 3. 不詳を除く。

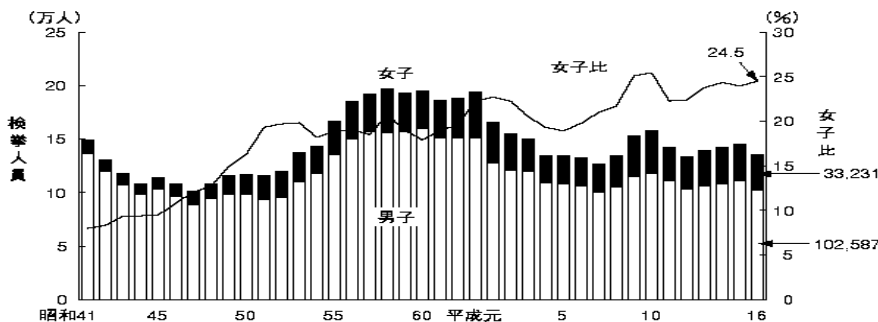
- 77) 触法少年を含む。少年の「人口比」は、10歳以上20歳未満の少年人口10万人当たりの少年刑法犯検挙人員である。
 78) 平成17年版犯罪白書、187頁、448頁。
 79) 平成17年版犯罪白書、189頁。

図2 少年一般刑法犯検挙人員の年齢層別人口比の推移(1966年～2004年)
 (昭和41年～平成16年)



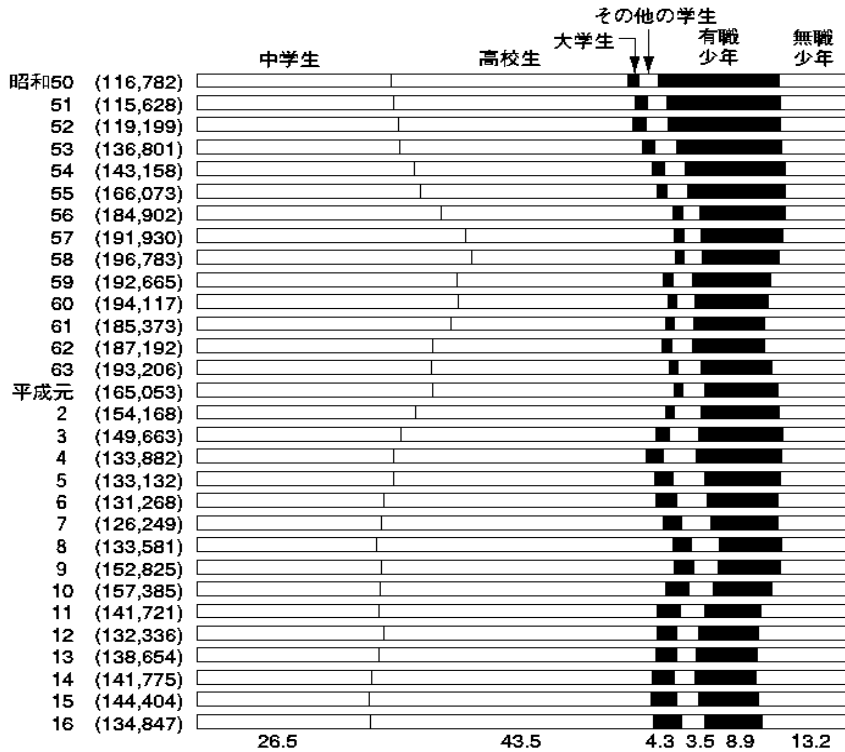
- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「触法少年」は、補導人員である。
 3 「人口比」は、各年齢層の少年人口1,000人当たりの少年一般刑法犯検挙(補導)人員の比率であり、触法少年の人口比算出に用いた人口は、10歳以上14歳未満の人口である。
 80) 平成17年版犯罪白書、191頁。

図3 少年一般刑法犯の男女別検挙人員及び女子比の推移(1966年～2004年)
 (昭和41年～平成16年)



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯罪時の年齢による。
 81) 平成17年版犯罪白書、192頁。

図4 少年一般刑法犯検挙人員の就学・就労別構成比の推移(1975年~2004年)
(昭和50年~平成16年)



- 注 1 警察庁の統計による。
2 道路上の交通事故に係る危険運転致死傷を除く。
3 ()内は、実数である。

主指導教員(南方暁教授)、副指導教員(国谷知史教授・成嶋隆教授)